

女性協ニュース



↓ 取り組み報告やチラシ・ニュース募集!

FAX: 03-3875-6270 e-mail: n-ask@irouren.or.jp

2014年(平成26年)4月より



産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

※平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者が対象となります。

● 産前産後休業期間中の保険料免除

※平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方(平成26年4月分以降の保険料)が対象となります。

- ・産前産後休業期間中(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)の保険料が免除されます。

《手続き》

- ・事業主の方は『産前産後休業取得者申出書』を提出する必要があります。



● 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

※平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

- ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

《手続き》

- ・被保険者の方(事業主経由)は『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出する必要があります。

※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出



《イメージ》

- ・青い太線(—)は、標準報酬月額の高さを表しています。
- ・青い破線(.....)は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。

休業等	育児休業(第1子)	就業(3歳未満の第1子を養育)	産前産後休業(第2子)
標準報酬月額	保険料免除	育児休業等終了時改定 下回りの標準報酬月額とみなす	特例措置の終了 保険料免除
		実際の給与額	

1月31日雇用保険法一部改正の法案が提出。育児休業給付(休業開始前賃金の50%を支給)について、1歳未満の子を養育するための育児休業をする場合の休業開始後6月につき、休業開始前の賃金に対する給付割合を67%の引き上げが検討されています。

